

令和8年
刈谷市交通安全推進協議会



刈谷市交通安全マスコットキャラクター「アイリー」

実践しよう 交通安全スリーS運動



令和8年刈谷市交通安全推進の誓い

一瞬にして人命を奪い、人々の平和な暮らしを脅かす交通事故をなくすことは、私たち刈谷市民の切なる願いです。

しかしながら、この願いと多くの人々の懸命な取組にもかかわらず、依然として多数の交通事故が発生しています。

交通事故をなくすためには、私たち一人一人が、交通社会の一員であることを強く自覚し、交通ルールを守り、常に思いやりとゆずり合いの心を持った安全運転と、安全な行動を実践することが不可欠です。

私たちは、命の尊さと交通安全の大切さを改めて認識し、市民総ぐるみで、安全で快適な交通社会の実現を目指し、より一層の自覚と熱意をもって次の五項目を強力に推進することを誓います。

- 子どもや高齢者を交通事故から守ります。
- 歩行者の安全や自転車・特定小型原動機付自転車の安全利用に努めます。
- 交通ルールを守り、思いやり運転を実践します。
- 「飲酒運転」・「ながらスマホ」・「妨害運転」を根絶します。
- 全ての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用します。

目次

議題1 令和7年刈谷市の交通事故情勢

1 概況	2
2 全国・愛知県・刈谷市の交通事故発生状況	3
3 刈谷市の交通事故区分別発生状況	4

議題2 令和7年事業報告

1 事業報告	7
2 交通安全活動報告	9

議題3 令和8年事業計画（案）

1 趣旨	2 3
2 基本方針	2 3
3 取組内容	2 4
4 交通安全活動の進め方	2 5
5 推進する交通安全活動	2 5
令和8年交通安全活動等実施計画（案）	3 4

参考資料

刈谷市交通安全条例	3 5
刈谷市交通安全推進協議会設置要綱	3 7

議題 1 令和 7 年刈谷市の交通事故情勢

1 概況

昨年の愛知県内における人身事故は、発生件数が 24,793 件、死傷者数が 29,050 人でした。このうち死者数は 112 人で、前年よりも 29 人減少しました。

刈谷市においては、人身事故、とりわけ死亡事故の抑止を図るため、子ども及び高齢者に対する交通安全教室や、自転車の交通事故防止に関する啓発活動を積極的に展開してきました。その結果、人身事故は 37 件減少し、499 件、死傷者数は 78 人減少して 581 人でした。

死亡事故は、発生しませんでした。重傷事故は、前年より発生件数が 3 件減少して 9 件、重傷者数は 3 人減少して 9 人でした。

また、人身事故のうち年齢別の発生状況をみますと、こども（0 歳～15 歳）は前年よりも 2 人増加して 41 人、若者（16 歳～24 歳）は 23 人減少して 87 人、一般（25 歳～64 歳）は 29 人減少して 399 人、高齢者（65 歳以上）は 28 人減少して 54 人でした。

2 全国・愛知県・刈谷市の交通事故発生状況

(1) 全国

区分		令和7年	令和6年	対前年増減数
人身事故件数		287,236 件	290,792 件	△ 3,556 件
死傷者	死亡	2,547 人	2,663 人	△ 116 人
	負傷	338,294 人	343,756 人	△ 5,462 人
	合計	340,841 人	346,419 人	△ 5,578 人

※令和7年は速報値

参考1 交通事故死者数の多い都道府県

順位	都道府県	死者数
1	神奈川	139 人
2	東京	134 人
3	北海道	129 人
4	埼玉	125 人
5	千葉	122 人

参考2 交通事故死者数の減少した都道府県

順位	都道府県	死者数	対前年数
1	愛知	112 人	△ 29 人
2	山口	31 人	△ 20 人
3	岡山	41 人	△ 19 人
4	静岡	72 人	△ 16 人
4	青森	27 人	△ 16 人

(2) 愛知県

区分		令和7年	令和6年	対前年増減数
人身事故件数		24,793 件	24,506 件	287 件
死傷者	死亡	112 人	141 人	△ 29 人
	重傷	765 人	760 人	5 人
	軽傷	28,173 人	28,062 人	111 人
	合計	29,050 人	28,963 人	87 人

- ・ 人身事故件数は、1.2%増加
- ・ 死者数は、20.6%減少
- ・ 重傷者数は、0.7%増加

(3) 刈谷市

区分		令和7年	令和6年	対前年増減数
人身事故件数		499 件	536 件	△ 37 件
死傷者	死亡	0 人	2 人	△ 2 人
	重傷	9 人	12 人	△ 3 人
	軽傷	572 人	645 人	△ 73 人
	合計	581 人	659 人	△ 78 人

- ・ 人身事故件数は、6.9%減少
- ・ 死者数は、100%減少
- ・ 重傷者数は、25%減少

用語の意義

死 者 : 交通事故の発生から24時間以内に死亡したもの

年齢別 : ・ 子ども 0歳～15歳
 ・ 若者 16歳～24歳
 ・ 一般 25歳～64歳
 ・ 高齢者 65歳以上

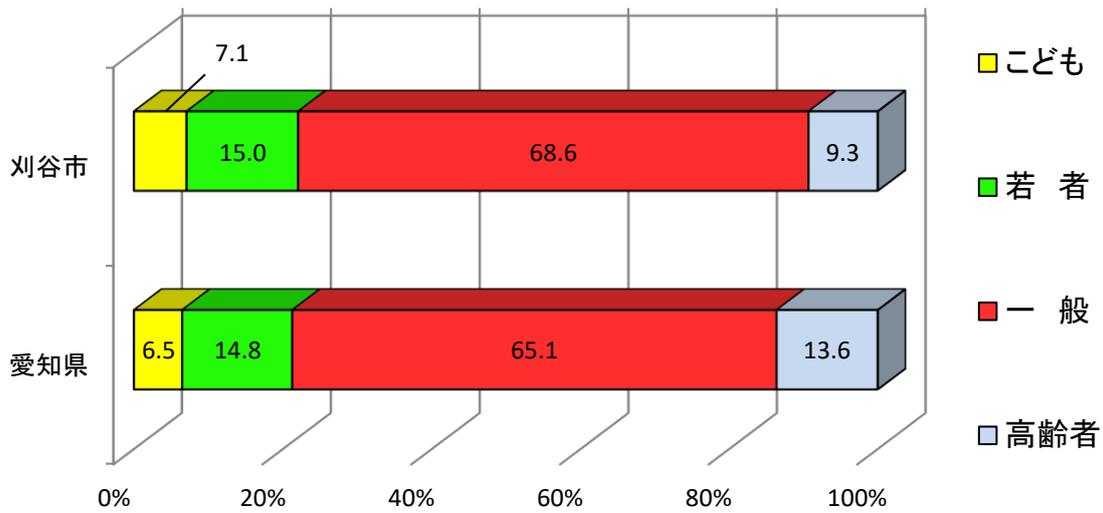
3 刈谷市の交通事故区別発生状況

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とは限りません。

(1) 年齢別 死傷者数

	子ども (0歳～15歳)	若者 (16歳～24歳)	一般 (25歳～64歳)	高齢者 (65歳以上)	合計
死者数	0人	0人	0人	0人	0人
負傷者数	41人	87人	399人	54人	581人
構成割合	7.1%	15.0%	68.6%	9.3%	100%

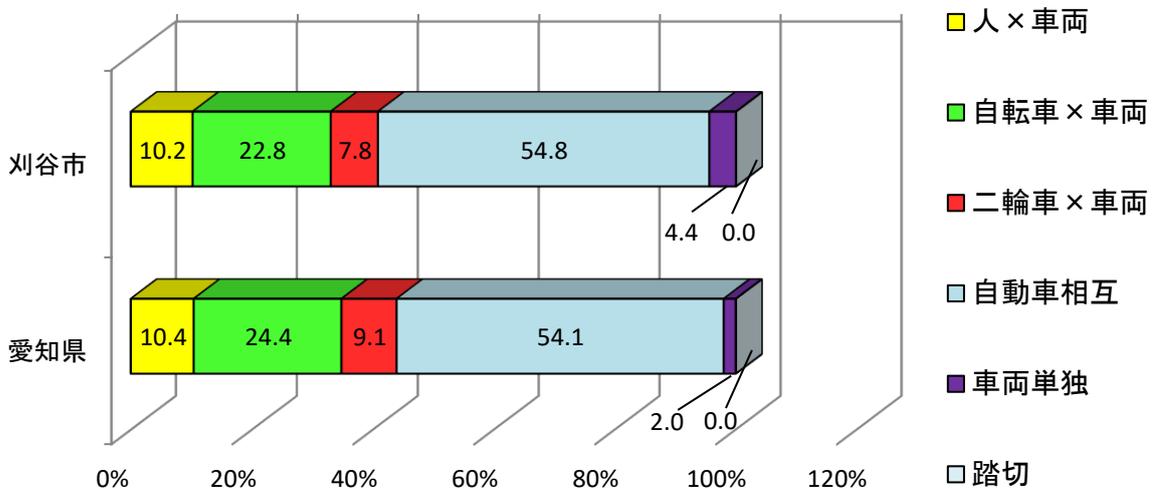
○構成割合の比較



(2) 事故類型別 人身事故件数

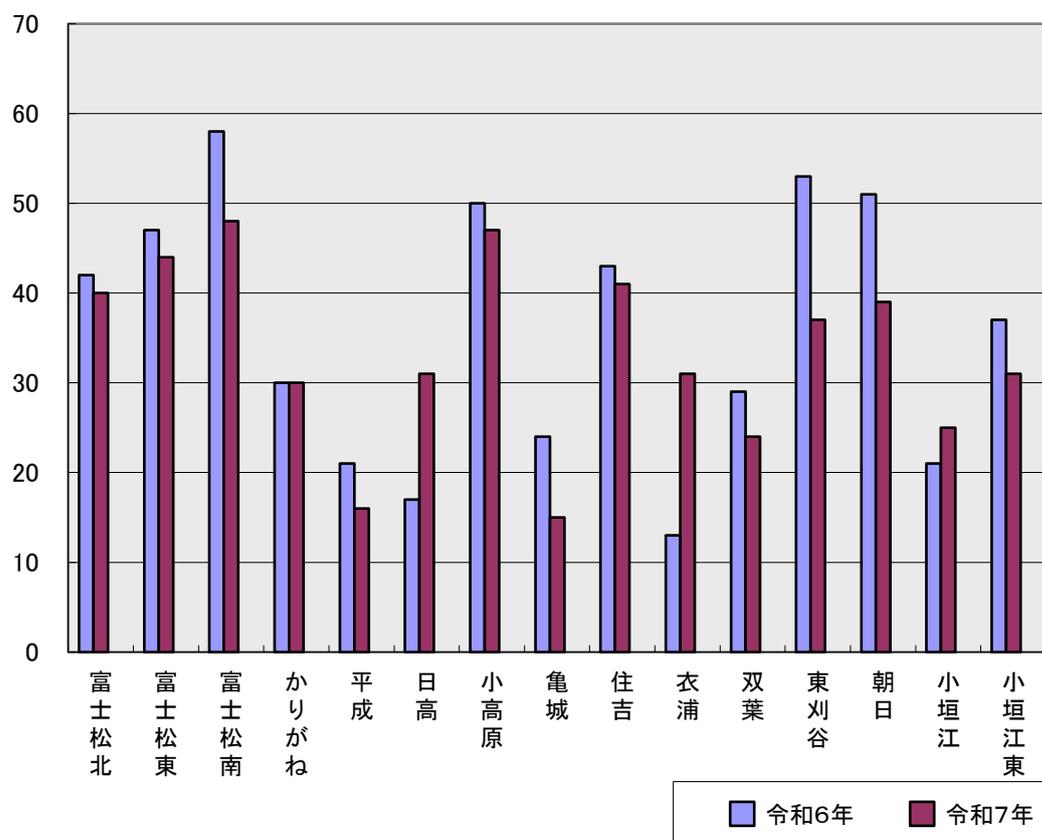
	人×車両	自転車×車両	二輪車×車両	自動車相互	車両単独	踏切
事故件数	51件	114件	39件	273件	22件	0件
構成割合	10.2%	22.8%	7.8%	54.8%	4.4%	0.0%

○構成割合の比較



(3) 小学校区別 人身事故件数

(件)



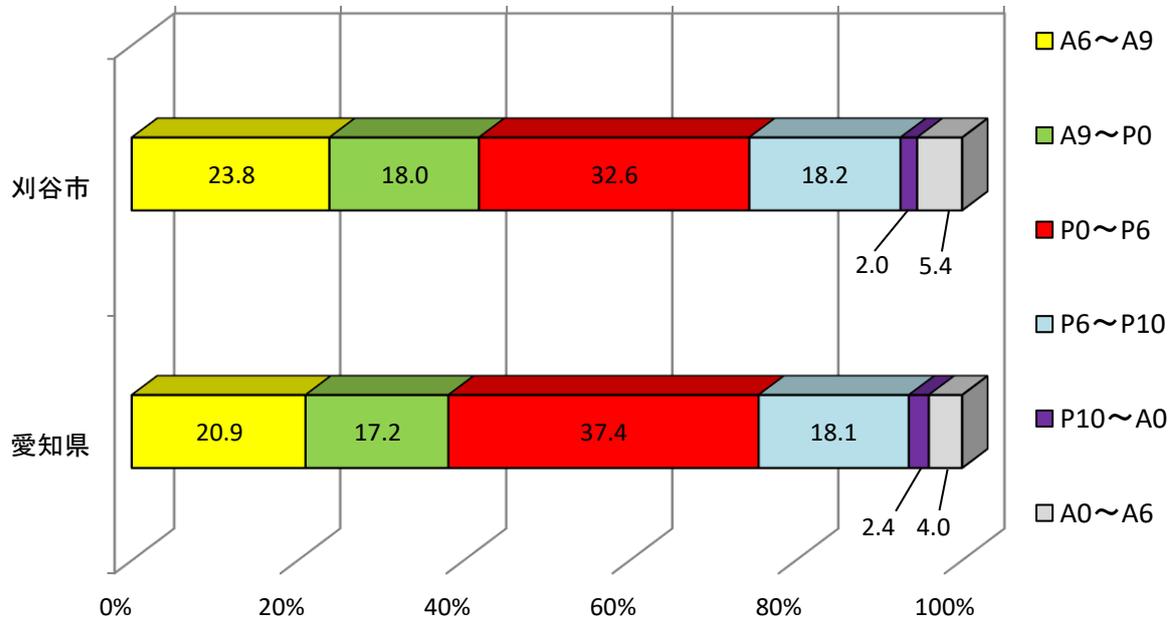
(単位：件)

学区	区分	死亡事故		重傷事故		軽傷事故		計	
		対前年増減数	対前年増減数	対前年増減数	対前年増減数	対前年増減数	対前年増減数		
富士松北		0	0	2	0	38	△ 2	40	△ 2
富士松東		0	△ 1	1	1	43	△ 3	44	△ 3
富士松南		0	0	1	0	47	△ 10	48	△ 10
かりがね		0	0	1	△ 1	29	1	30	0
平成		0	△ 1	0	△ 1	16	△ 3	16	△ 5
日高		0	0	0	0	31	14	31	14
小高原		0	0	2	1	45	△ 4	47	△ 3
亀城		0	0	0	0	15	△ 9	15	△ 9
住吉		0	0	1	1	40	△ 3	41	△ 2
衣浦		0	0	0	△ 1	31	19	31	18
双葉		0	0	0	△ 1	24	△ 4	24	△ 5
東刈谷		0	0	1	△ 2	36	△ 14	37	△ 16
朝日		0	0	0	0	39	△ 12	39	△ 12
小垣江		0	0	0	0	25	4	25	4
小垣江東		0	0	0	0	31	△ 6	31	△ 6
合計		0	△ 2	9	△ 3	490	△ 32	499	△ 37

(4) 時間帯別 人身事故件数

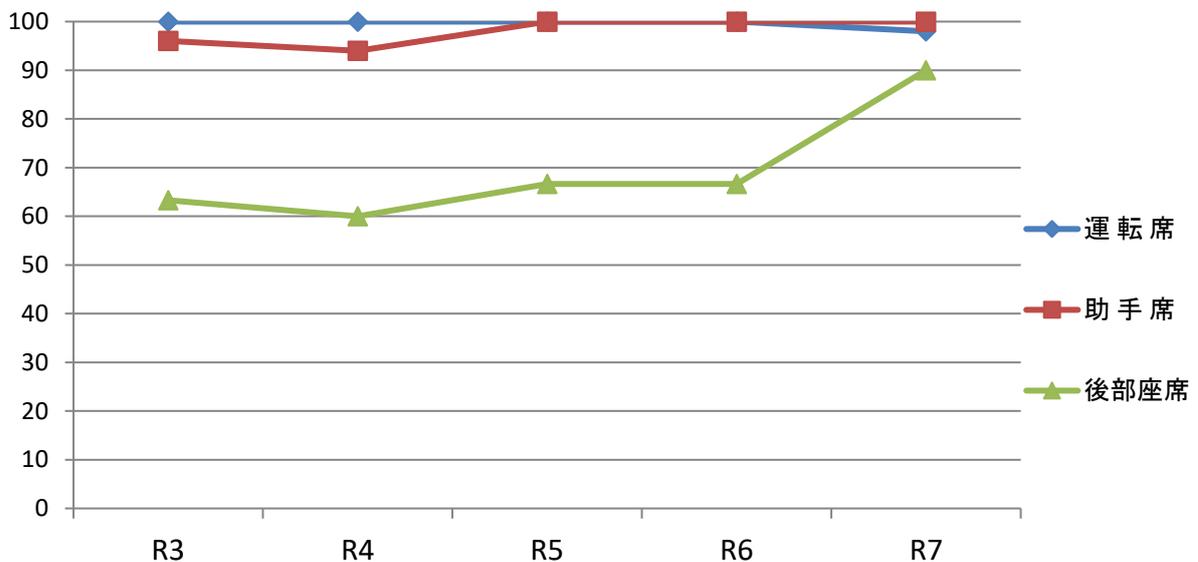
	朝 A6～A9	昼午前 A9～P0	昼午後 P0～P6	夜 P6～P10	深夜前半 P10～A0	深夜後半 A0～A6
事故件数	119 件	90 件	162 件	91 件	10 件	27 件
構成割合	23.8 %	18.0 %	32.6 %	18.2 %	2.0 %	5.4 %

○構成割合の比較



(参考) シートベルト着用率

	R3	R4	R5	R6	R7
運転席	100 %	100 %	100 %	100 %	98 %
助手席	96 %	94 %	100 %	100 %	100 %
後部座席	63 %	60 %	67 %	67 %	90 %



議題2 令和7年事業報告

○第11次交通安全計画における目標	※ () 内は令和7年実績
・年間の交通事故死者数	0人 (0人)
・年間の交通事故重傷者数	9人以下 (9人)
・年間の自転車事故死傷者数	100人以下 (129人)

1 事業報告

次の内容を推進して交通事故の減少を図りました。

(1) 交通安全運動及び広報活動

下記の重点に沿った交通安全運動及び広報活動を実施しました。

- ①子どもと高齢者の交通事故防止
- ②歩行者・自転車・特定小型原動機付自転車の交通事故防止
- ③交通ルールと運転モラルの遵守
- ④悪質・危険な運転の根絶
- ⑤後部座席を含むシートベルト全席着用の徹底

(※活動内容の詳細については、9～20ページに記載)

(2) 交通安全教育

子どもと高齢者の交通事故防止に重点をおき、各年代の特性に合わせて計画的、継続的な交通安全教育を実施しました。

<交通安全教室開催状況> ※令和7年実績

対象	実施回数 (対象者数)
幼児	100回 (約3,684人)
児童及び生徒	40回 (約4,695人)
保護者	4回 (約200人)
高齢者	2回 (約80人)
一般	9回 (約224人)

(※活動内容の詳細については、9～22ページに記載)

(3) 交通安全補助事業

自転車乗車時の交通事故による被害軽減を図るため、下記の補助事業を実施しました。

<交通安全補助事業実施状況> ※令和7年1月1日～12月31日実績

事業名	補助実績	補助額
自転車用ヘルメット購入費補助事業	1,060個	2,074,400円

(4) 交通安全川柳及び交通安全作品展

作品の作成を通じ、高齢者や児童生徒の交通安全意識を高め、交通事故防止を図った。

○令和7年度高齢者交通安全川柳 優秀作品

作 品	作 成 者	
免許証 返す勇気が 身を守る	東境東光南クラブ	菅原 則昭
飲酒事故 家庭・人生 ブチ壊す	重原第一巴会	野村 定利
自転車も ルールとマナーで 身を守る	東刈谷双葉会	中根 君子
逆走は だめ暴走も アウト老	小垣江かもめクラブ	清水 徹
黄信号 無理して渡らず 次を待とう	桜区若桜会	杉田 昭恵
お互いに 譲り合えれば 事故は無い	東境東光東クラブ	石川 秀明
おまもりは スマホの中の 孫の顔	熊老壮会	三浦 喜代次
挙げてるよ 渡る合図の モミヂの手	築地一味会	林 裕司
自転車も スマホ片手は 「青切符」	重原第二巴会	野村 裕子
青信号 手つなぎ渡る 老夫婦	東境東光北クラブ	成瀬 登美子
赤を無視 黄(危) 険な自転車 青切符	東境東光西クラブ	近藤 修
安全に 心と車 磨きあげ	野田中双葉会	前田 登

○令和7年度交通安全作品展 特選

書道の部

学校	学年	氏名
小高原小学校	1	松岡 明里
衣浦小学校	1	富田 隼矢
日高小学校	2	飯海 那菜
住吉小学校	2	石田 明里
衣浦小学校	3	富田 樹里
双葉小学校	3	廣山 葵
日高小学校	4	飯海 陽菜
衣浦小学校	4	翠 優友子
住吉小学校	5	田村 美貴
かりがね小学校	5	小倉 香鈴
日高小学校	6	飯海 夏実
衣浦小学校	6	菊地 結太

依佐美中学校	1	加藤 希子
雁が音中学校	2	興梠 葵
刈谷南中学校	3	伊藤 里紗

ポスターの部

亀城小学校	1	加藤 七夏
衣浦小学校	2	山上 愛結
住吉小学校	3	山本 栞緒
小高原小学校	4	平野 巧翔
かりがね小学校	5	青木 茉朋
かりがね小学校	6	横井 妃愛
刈谷南中学校	1	山本 龍空
依佐美中学校	2	田中 愛羽
依佐美中学校	3	黒川 聖哉

2 交通安全活動報告

春の全国交通安全運動（4/6～4/15）

活動(行事)名	日時	場所	主催、協力団体等	内容
交通安全 オープニング キャンペーン	4月7日(月) 7:20～8:20	みなくる広場、 きたくる広場、 刈谷駅	敷島製パン(株)、 市内トヨタグループ、 市内企業、地域住民、 関係団体、 刈谷警察署、市	駅利用者に交通安全デザインの 「右左右！サンド見ロール」(敷島 製パン商品)を配布し、交通安全を 呼びかけた。
ラジオ啓発	4月7日(月) 12:00～12:15	Pitch FM オアシ ススタジオ	(株)エフエムキャッチ、 愛知県交通安全協会 刈谷支部、 刈谷警察署、市	ラジオ放送を通して、交通安全運 動の周知と交通事故防止を呼びか けた。
特定小型原動 機付自転車広 報	4月9日(水) 9:00	市内	市	愛知県警察が作成している特定小 型原動機付自転車の交通ルール 等の PR 動画を刈谷市公式 LINE 等で発信し、交通ルールの周知を 図った。
県内一斉 交通大監視	4月10日(木) 7:30～8:30	市内主要 交差点等	市内企業、地域住民、 関係団体、 刈谷警察署、市	県内一斉の街頭啓発活動により、 ドライバー等に安全運転の励行を 呼びかけた。
踏切事故防止 キャンペーン	4月10日(木) 10:00～11:00	刈谷街道踏切	名古屋鉄道(株)	踏切で停車中のドライバーや歩行 者に啓発品を配布し、踏切事故の 防止を呼びかけた。
自転車安全利 用キャンペーン	4月11日(金) 17:00～18:00	刈谷駅南口 駐輪場	刈谷警察署、市	駐輪場利用者に啓発品を配布し、 自転車の安全利用を呼びかけた。
シートベルト着 用交通安全立 哨	4月15日(火) 7:30～8:30	ピアゴ東刈谷店 付近	(株)グリーンテック、 愛知県交通安全協会 刈谷支部、 刈谷警察署、市	立哨活動により、ドライバーにシー トベルト着用の徹底を呼びかけた。

活動の様子

交通安全オープニングキャンペーン



ラジオ啓発



県内一斉大監視



踏み切事故防止キャンペーン



自転車安全利用キャンペーン



夏の交通安全市民運動（7/11～7/20）

活動(行事)名	日時	場所	主催、協力団体等	内容
一日警察署長 交通安全 キャンペーン	7月11日(金) 16:00～17:00	刈谷駅南口	JAあいち中央、 (株)デンソー、 愛知県交通安全協会刈 谷支部、刈谷安全運転 管理協議会、 刈谷警察署、市	赤穂ひまわり氏(株式会社デ ンソーアイリス所属の女子バス ケットボール選手)を一日警察 署長に委嘱して、「飲酒運転な くそうめん」と銘打ったそうめん を配布してもらい、飲酒運転の 根絶を呼びかけた。
ラジオ啓発	7月13日(日) 10:10～10:25	Pitch FM オアシ ススタジオ	かりがね小学校自転車 部部員、 (株)エフエムキャッチ、 愛知県交通安全協会刈 谷支部、市	ラジオ放送を通して、交通安 全運動の周知と交通事故防止 を呼びかけた。
自転車安全利用 キャンペーン	7月14日(月) 16:00～17:00	刈谷駅南口 自転車駐車場	愛知県交通安全協会刈 谷支部、刈谷安全運転 管理協議会、 刈谷警察署、市	駅駐輪場利用者に啓発品を 配布し、自転車の安全利用を 呼びかけた。
交通安全モデル 幼稚園における 交通安全啓発	7月15日(火) 10:00～11:30	小高原幼稚園	小高原幼稚園、 愛知県交通安全協会刈 谷支部、刈谷安全運転 管理協議会、 刈谷警察署、市	小高原幼稚園において、オリ ジナル反射材を作成し、交通 事故防止を呼びかけた。
県内一斉交通大 監視 (雨のため立哨 は中止、青パトで の巡回のみ)	7月16日(水) 7:30～8:30	市内	市内企業、地域住民、 関係団体、 刈谷警察署、市	雨天のため街頭立哨活動は 中止。広報車により、歩行者、 自転車利用者、ドライバー等 に安全運転を呼び掛けた。
高速隊交通安全 キャンペーン	7月18日(金) 10:30～11:30	刈谷ハイウェイ オアシス	高速隊	交通安全のトークショーや飲 酒ゴーグルの体験等ドライバ ーに向けた啓発を行った。来 場者に啓発品を配布し、安全 運転を呼びかけた。

活動の様子

一日警察署長交通安全キャンペーン



ラジオ啓発



自転車安全利用キャンペーン



モデル幼稚園反射材づくり



高速隊交通安全キャンペーン



秋の全国交通安全運動（9/21～9/30）

活動(行事)名	日時	場所	主催、協力団体等	内容
一日警察官 交通安全 キャンペーン	9月22日(月) 9:30～11:30	JAあいち中央 でんまあと刈谷 南店	トヨタ紡織(株)、JAあいち 中央、愛知県交通安全 協会刈谷支部、刈谷安 全運転管理協議会、 刈谷警察署、市	聞谷賢人氏、下史典氏、羽生 拓矢氏(トヨタ紡織株式会社所 属の陸上選手)を一日警察官 に委嘱して、交通事故防止を 呼びかけた。
一時停止啓発	9月22日(月)	—	刈谷警察署、市	愛知県警察が作成している停 止線・停止指導線のチラシを 利用し、刈谷市公式 LINE 等 で発信することで、交通ルー ルの周知を図った。
ラジオ啓発	9月24日(水) 12:00～12:15	Pitch FM オアシ ススタジオ	(株)エフエムキャッチ、 愛知県交通安全協会刈 谷支部、 刈谷警察署、市	ラジオ放送を通して、交通安 全運動の周知と交通事故防止 を呼びかけた。
歩行者保護 交通安全立哨	9月24日(水) 7:30～8:00	ピアゴ東刈谷店 付近	(株)グリーンテック、 愛知県交通安全協会刈 谷支部、 刈谷警察署、市	立哨活動により、ドライバーに 歩行者保護の徹底を呼びかけ た。
自転車安全利用 キャンペーン	9月25日(木) 16:00～17:00	刈谷駅南口 自転車駐車場	愛知県交通安全協会刈 谷支部、刈谷安全運転 管理協議会、 刈谷警察署、市	駅駐輪場利用者に啓発品を 配布し、自転車の安全利用を 呼びかけた。
高速隊交通安全 キャンペーン	9月26日(金) 9:30～11:00	刈谷ハイウェイ オアシス	刈谷警察署、市	井ヶ谷幼稚園の園児の交通 安全宣言や来場者に啓発品 するなど、高速道路での交通 事故防止を呼びかけた。
交通安全総決起 大会	9月26日(金) 16:30～17:15	みなくる広場	市内トヨタグループ、 市内企業、地域住民、 関係団体、 刈谷警察署、市	交通安全関係団体・企業・地 域住民等が集い、交通安全宣 言の後、街頭啓発活動を実施 した。
秋の交通安全フ ェスタ	9月27日(土) 10:00～16:00	刈谷ハイウェイ オアシス	(株)アイシン、 (独)自動車事故対策機 構、 「タテシナ会議」新しい児 童への啓発分科会、 愛知県交通安全協会刈 谷支部、刈谷市安全運 転管理協議会、 刈谷警察署、市	遺された家族のメッセージを 添えた交通事故犠牲者一人 ひとりの等身大の人形(メッ センジャー)と遺品の「靴」を展示 すると共に、オリジナル反射材 づくりや自動車運転シミュレ ーションなどの体験ブースを設 置し、交通安全意識の高揚を 図った。
シルバー人材セ ンター自動車安 全運転講習会	9月28日(日) 9:00～12:30	刈谷自動車学 校	刈谷自動車学校、 シルバー人材センター、 刈谷警察署、市	業務で車を利用する会員に、 交通安全講話や実走訓練に より危険予測の感覚等の習得 を図った。
交通事故死ゼロ の日街頭啓発	9月30日(火) 7:30～8:30	市内主要 交差点等	市内企業、地域住民、 関係団体、 刈谷警察署、市	市内企業や地域住民等が、主 要な交差点等で立哨活動を行 い、交通事故防止を図った。

活動の様子

一日警察官交通安全キャンペーン



高速隊交通安全キャンペーン



交通安全総決起大会



シルバー人材センター自動車安全運転講習



秋の交通安全フェスタ



年末の交通安全市民運動（12/1～12/10）

活動(行事)名	日時	場所	主催、協力団体等	内容
小垣江いきいきクラブ交通安全講話(出前講座)	12月1日(月) 10:00～11:00	小垣江市民館	刈谷警察署、市	自転車の安全な乗り方の講話や体験を通して、ルールやマナーなどの向上を図った。
小垣江れんげ会交通安全講話(出前講座)	12月2日(火) 9:30～10:30	小垣江新田集会所	刈谷警察署、市	自転車の安全な乗り方の講話や体験を通して、ルールやマナーなどの向上を図った。
ラジオ啓発	12月3日(水) 12:00～12:15	Pitch FM オアシススタジオ	(株)エフエムキャッチ、愛知県交通安全協会刈谷支部、刈谷安全運転管理協議会、市	ラジオ放送を通して、交通安全運動の周知と交通事故防止を呼びかけた。
交通安全立哨	12月4日(木) 7:20～7:50	ピアゴ東刈谷店付近	(株)グリーンテック、愛知県交通安全協会刈谷支部、刈谷警察署、市	立哨活動により、ドライバーにシートベルト着用の徹底を呼びかけた。
飲酒運転「大根」絶キャンペーン	12月4日(木) 9:30～12:00	JAあいち中央刈谷北部支店	JAあいち中央、愛知県交通安全協会刈谷支部、刈谷安全運転管理協議会、刈谷警察署、市	来場者に洒落で銘打ったJA提供の大根を配布し、交通事故防止を呼びかけた。
県内一斉交通大監視	12月5日(金) 7:30～8:30	市内主要交差点等	市内企業、地域住民、関係団体、刈谷警察署、市	県内一斉の街頭啓発活動により、ドライバー等に安全運転の励行を呼びかけた。
交通安全啓発	12月6日(土) 14:00～15:30	刈谷市総合文化センター大ホール	市	交通安全の啓発品とチラシを配布した。
一日警察署長年末のセーフティーキャンペーン	12月8日(月) 11:00～12:30	刈谷ハイウェイオアシス	愛知県交通安全協会刈谷支部、刈谷安全運転管理協議会、刈谷警察署、市	一日警察署長に委嘱された山本昌氏が、交通事故防止や自転車のヘルメット着用などを呼びかけた。
自転車安全利用キャンペーン	12月9日(火) 16:00～17:00	刈谷駅南口自転車駐車場	愛知県交通安全協会刈谷支部、刈谷安全運転管理協議会、刈谷警察署、市	駅駐輪場利用者に啓発品を配布し、自転車の安全利用を呼びかけた。
交通事故死ゼロの日街頭啓発	12月10日(水) 7:30～8:30	市内主要交差点等	市内企業、地域住民、関係団体、刈谷警察署、市	市内の事業所等が交差点付近で立哨活動を行った。

活動の様子

小垣江いきいきクラブ交通安全講話



小垣江れんげ会交通安全講話



飲酒運転「大根」絶キャンペーン



県内一斉交通大監視



一日警察署長年末のセーフティーキャンペーン



自転車安全利用キャンペーン



その他交通安全啓発（運動期間外）

活動(行事)名	日時	場所	主催、協力団体等	内容
愛知県交通安全 県民大会 主催 ・愛知県 ・愛知県交通安 全推進協議会	1月16日(木) 13:30～15:00	名古屋市公会 堂 大ホール	[市内の受賞者] 【交通安全功労団体】 愛知県交通安全協会刈 谷支部 【民間街頭活動協力者】 松寄 忠夫 様 山内 得次 様 鈴木 勉 様 山村 実 様 老田 久雄 様 神谷 清 様 根来 辰男 様 豊田 哲夫 様	交通安全活動に特にご尽力さ れた交通安全功労団体、民間 街頭活動者に対して感謝状 (表彰状)を授与した。
交通事故防止 バレンタイン キャンペーン	2月14日(金) 9:30～11:30	刈谷駅南口	刈谷法人会刈谷支部女 性部会、愛知県交通安 全協会刈谷支部、刈谷 安全運転管理協議会、 刈谷警察署、市	刈谷法人会刈谷支部女性部 会の4名を一日警察官に委嘱 し、交通事故防止を呼び掛け るシールを添付したチョコレ ートを配布した。
ヘルメット調査	6月3日(火) 15:00～17:00	ルビットタウン周 辺交差点	刈谷警察署、市	市内のヘルメット着用率を調 査した。
200 日間自転車 無事故無違反ラ リー	5月15日(木) ～11月30日 (日)までの 200 日間	市内中学校、 高等学校	刈谷警察署、市	生徒がラリーに参加すること で、参加者の交通安全意識の 高揚を図り、11校中7校が達 成した。
一日警察署長 交通安全 キャンペーン	6月9日(月) 14:30～15:20	刈谷南中学校	愛知県交通安全協会刈 谷支部、刈谷市安全運 転管理協議会、 刈谷警察署、市	刈谷警察署から一日警察署長 の委嘱を受けた、なでしこジャ パン(FC バイエレン・ミュンヘ ン所属)の谷川萌々子氏を迎え 刈谷南中学校で交通安全集 会を行った。
第52回交通少年 団集合訓練	7月25日(金) 12:30～15:30	パークアリーナ 小牧	市内交通少年団、 愛知県交通安全協会刈 谷支部、 刈谷警察署、市	訓練を通じて、交通安全に対 する意識の大切さを指導し た。
第59回交通安全 子ども自転車 愛知県大会	7月29日(火) 8:30～14:00	名古屋市 国際展示場	かりがね小学校、 愛知県交通安全協会刈 谷支部、 刈谷警察署、市	刈谷市代表 かりがね小学校 【団体の部】第4位入賞 (県内17チーム68人中)
一日警察官 交通安全 キャンペーン	8月1日(金) 10:00～11:00	刈谷ハイウェイ オアシス	愛知県交通安全協会刈 谷支部、刈谷安全運転 管理協議会、 刈谷警察署、市	刈谷警察署から一日警察官に 委嘱されたラリー選手(株式会 社心想)が、交通安全の啓発 を行った。

活動(行事)名	日時	場所	主催、協力団体等	内容
刈谷わんさか祭り 2025	8月16日(土) 13:00~16:00	総合運動公園	愛知県交通安全協会刈谷支部、刈谷安全運転管理協議会、刈谷警察署、市	反射材の配布や自転車用ヘルメットの展示等を行い、交通事故防止を呼びかけた。
交通安全作品展	9月30日(火)~ 10月6日(月)	刈谷ハイウェイオアシス	市内小中学生 ・入選者 120人 ポスター 45人 書道 75人 ・応募総数 6,879作品	市内小中学生から応募された作品のうち、優秀作品を展示し、交通安全意識高揚を図った。
一日警察官交通安全キャンペーン	10月8日(水) 9:00~11:00	みなくる広場	愛知県交通安全協会刈谷支部、刈谷市安全運転管理協議会、刈谷警察署、市	刈谷警察署から一日警察官に委嘱された「甘党男子」3名が、自転車の青切符制度の啓発を行った。
刈谷産業まつり	10月19日(日) 10:00~15:00	産業振興センター	(株)アイシン、愛知県交通安全協会刈谷支部、刈谷安全運転管理協議会、刈谷警察署、市	メタバースを活用し、刈谷駅周辺を交通安全ルールを守りながら目的地を目指す投入型の交通安全啓発を行った。ミニ白バイやパトカーの展示、反射材づくり等を行い、交通事故防止を呼びかけた。
第21回交通安全高齢者自転車愛知県大会	11月12日(水) 10:00~14:30	名古屋市国際展示場	愛知県交通安全協会刈谷支部、泉田みのり会、刈谷警察署、市	24チーム約150人の選手が模擬道路を走行し、自転車の正しい安全な乗り方を競った。

活動の様子

交通事故防止バレンタインキャンペーン



一日警察署長交通安全キャンペーン



第52回交通少年団集合訓練



一日警察官交通安全キャンペーン



第59回交通安全子ども自転車愛知県大会



活動の様子

刈谷わんさか祭り



交通安全作品展



一日警察官交通安全キャンペーン



刈谷産業まつり



第21回交通安全高齢者自転車愛知県大会



交通安全教室

教室名	日時	対象者	主催、協力団体等	内容
東刈谷幼稚園 交通安全教室	1月20日(月)	保育園児童	市	交通安全の講話を行い、交通ルールを指導した。安全確認と手上げをし、横断歩道を渡り方を指導した。
就学児 交通安全教室	2月4日(火) ～ 3月11日(火)	市内幼稚園、 保育園5歳児	市	安全な登下校方法を写真やパネルシアター等で楽しみながら習得させた。また、自転車の乗り方や雨天時における横断方法等を指導した。
フレッシュマックス	3月、5月、 7月、9月、 11月(各1回ずつ)	刈谷市民	市	もうすぐ母親になる方々に向け、子どもの正しいチャイルドシートの選び方や使用法等を指導した。
保育園交通安全講習会	3月13日(木) 10:00～11:30	市内保育園 保育支援者	刈谷警察署、市	保育支援者に、園外活動時における園児の見守りの注意点等を指導した。
自転車安全運転講習会	3月21日(金) 13:30～14:30	シルバー人材 センター会員	刈谷警察署、市	会員に自転車の正しいルールや技術について指導した。
自転車の安全な 乗り方教室	4月30日(水) ～ 6月5日(木)	市内小学校 2年生、4年生	市	自転車のルール、マナーを学び、模擬道路を使い、安全な乗り方を指導した。
安全な歩き方教室	4月30日(水) ～ 6月5日(木)	市内小学校 1年生	市	基本的な交通ルールを学び、道路の安全な歩き方を指導した。
年長組 交通安全教室	6月10日(火) ～ 7月10日(木)	市内幼稚園、 保育園5歳児	市	パネルシアターや交通安全腹話術を楽しみながら、信号の見方や道路の安全な横断方法等を指導した。
大相撲力士と学ぶ 防犯・交通安全教室	7月1日(火) 12:50～14:00	刈谷幼稚園	刈谷商工会議所、公益社団法人刈谷法人会刈谷支部、刈谷警察署、市	刈谷警察署から一日警察署長に委嘱された尾上親方と尾上部屋の力士が、園児に交通ルールの大切さを伝えた。
トラック左折巻き 込み交通安全教室	6月6日(金) 9:00～10:35	衣浦小学校 児童	愛知県トラック協会 西三支部刈谷部会、 刈谷陸青会、 刈谷警察署、市	大型トラックを用いて、左折巻き込み事故等の危険性について指導した。
年中組 交通安全教室	10月1日(水) ～ 11月7日(金)	市内幼稚園、 保育園4歳児	市	パネルシアターや交通安全腹話術を楽しみながら、保護者と手をつなぐ大切さ、横断の方法等を指導した。
トラック左折巻き 込み交通安全教室	11月6日(木) 9:00～10:35	日高小学校 児童	愛知県トラック協会 西三支部刈谷部会、 刈谷陸青会、 刈谷警察署、市	大型トラックを用いて、左折巻き込み事故等の危険性について指導した。

活動の様子

就学児交通安全教室



自転車の安全な乗り方教室



年長組交通安全教室



大相撲力士と学ぶ防犯・交通安全教室



トラック左折巻き込み交通安全教室



年中組交通安全教室



議題3 令和8年事業計画（案）

1 趣旨

一瞬にして人命を奪い、人々の平和な暮らしを脅かす交通事故をなくすことは、市民の切なる願いです。しかし、多くの人々の懸命な取組にもかかわらず、なお依然として多数の交通事故が発生しています。

交通事故をなくすためには、私たち一人一人が、人命の尊重を最優先にして、交通安全の確保に向けた取組を一層進めることが必要で、交通社会の主体である市民及び事業者の積極的な取組なくして真の交通安全は実現しません。

そこで、本推進協議会に集結している各団体、学校及び事業所等が一体となり、県、その他関係諸機関との連携及び協力を得て、各季の交通安全運動等を通じて、市民一人一人が、人命尊重の理念のもとに、子どもや高齢者に対する思いやり運転の励行と交通ルールの遵守や交通モラルの向上に努めることにより、交通事故のない安全で快適な生活の実現を目指します。

また、それぞれの取組みの実施にあたり、スローガンを次のとおりとします。

(1) スローガン



スロップ・ザ・交通事故 ～高めようモラル 守ろうルール～

(2) サブスローガン

実践しよう 交通安全スリーS（エス）運動



2 基本方針

次の内容を推進して人身事故の減少を図ります。

(1) 交通安全運動及び広報活動

下記の重点に沿った交通安全運動及び広報活動を実施します。

- ①子どもと高齢者の交通事故防止
- ②歩行者・自転車・特定小型原動機付自転車の交通事故防止
- ③交通ルールと運転モラルの遵守
- ④悪質・危険な運転の根絶
- ⑤シートベルトとチャイルドシートの正しい使用の徹底

(2) 交通安全教育

子どもと高齢者の交通事故防止に重点をおき、各年代の特性に合わせて計画的、継続的な交通安全教育を実施します。

3 取組内容

(1) 家庭

- ① 日常の生活の中で、安全な道路の通行方法、安全な自転車の乗り方、正しい特定小型原動機付自転車の利用方法、交通ルールやマナーの大切さについて十分に話し合い、交通安全意識を高めます。
- ② 横断時に、ドライバーへ横断する意思と感謝を示す「ハンド・アップ運動」を実践します。
- ③ 夕暮れ時や夜間、早朝の外出には、明るい目立つ色の衣服を着用し、反射材用品、LEDライト等を活用します。
- ④ 自転車または特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解し、遵守するとともにヘルメットを着用し、自転車損害賠償責任保険等に加入します。
- ⑤ 後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートを正しく着用します。
- ⑥ 「飲酒運転四（し）ない運動」と「ハンドルキーパー運動」を実践します。

(2) 地域

- ① 通学路等の幼児・児童の安全な通行や生活道路等における歩行者・自転車の安全な通行を確保する取組の推進、横断歩道の利用促進を図ります。
- ② 通学路等の見守りなどの自主的なボランティア活動を推進します。
- ③ 反射材用品、LEDライト等の普及や後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を促進するキャンペーンを展開します。
- ④ 「飲酒運転四（し）ない運動」と「ハンドルキーパー運動」を推進し、飲酒運転根絶の気運を高めます。

(3) 職場・学校等

- ① 交通ルールやマナーの遵守を促進します。
- ② シートベルト着用の重要性を理解させ、後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を促進します。
- ③ 歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用方法について、参加、体験、実践型の交通安全教室を開催するなど、交通安全教育を推進します。
- ④ 自転車または特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解し、遵守するとともにヘルメットを着用し、自転車損害賠償責任保険等に加入します。
- ⑤ 交通指導員や交通ボランティアと緊密に連携し、交通安全活動を推進します。
- ⑥ P T Aや関係機関と連携して、通学路の点検を定期的実施します。
- ⑦ 「飲酒運転四（し）ない運動」と「ハンドルキーパー運動」を推進し、飲酒運転根絶の気運を高めます。

(4) 運転者

- ① 子どもと高齢者の行動特性を理解し、横断歩行者の保護を始め、安全運転を徹底します。
- ② ライト・オン運動（夕暮れ時の前照灯早め点灯運動）の実践とともに、対向車や先行車がない場合は、ハイビームを活用します。

- ③全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの着用を確認してから出発します。
- ④「飲酒運転四（し）ない運動」と、「ハンドルキーパー運動」を実践します。
- ⑤「ながらスマホ」・「妨害運転」は絶対にしません。

4 交通安全活動の進め方

- (1) 啓発活動は、愛知県及び愛知県交通安全推進協議会が作成した県民運動実施要綱に準拠し、県内規模で展開される取組に基づき、その効果的な推進が図られるよう進めます。
- (2) 各実施機関・団体は、組織全体への運動の浸透を図りながら、それぞれの実情に即した運動を進めます。
- (3) 市・刈谷警察署・市教育委員会は、相互に協力して具体的な計画を立案し、それぞれの運動の周知徹底と重点施策の推進を図ります。

5 推進する交通安全活動

(1) 各季の交通安全運動

交通安全運動期間には、各運動の実施要綱に基づき効果的な活動を実施します。具体的な方針は、国・県の方針、市内の交通事故情勢等を踏まえて決定します。

春の全国交通安全運動	4月6日（月）～4月15日（水） [県内一斉大監視 4月10日（金）]
夏の交通安全市民運動	7月11日（土）～7月20日（月） [県内一斉大監視 7月16日（木）]
秋の全国交通安全運動	9月21日（月）～9月30日（水） [県内一斉大監視 9月25日（金）]
年末の交通安全市民運動	12月1日（火）～12月10日（木） [県内一斉大監視 12月4日（金）]

(2) 交通事故死ゼロの日

①趣 旨

県内一斉活動として市民参加による街頭監視活動等を展開し、社会全体で交通死亡事故の防止に特に努める日です。

②実施日

毎月10日、20日、30日

③実施内容

a 重点的な取組の推進

- ・10日：子どもを交通事故から守る日、横断歩道の日
- ・20日：自転車・二輪車安全利用の日
- ・30日：高齢者を交通事故から守る日

- b 街頭活動の強化
 - ・歩行者、自転車利用者の保護誘導や自転車利用者に対する安全な乗り方の指導を行う。
 - ・通学（園）路、生活道路、交差点等の事故多発場所の安全点検活動等を行う。
 - ・後部座席を含む全ての座席でシートベルト、チャイルドシートの正しい着用の徹底を呼び掛ける
- c 交通安全教育の推進
 - ・子どもや高齢者のほか、自転車利用者に対する交通安全教室を開催する。
 - ・交通安全講話等の開催や、交通安全教育用DVDの貸出を行う。
- d 広報活動の強化
 - ・広報紙、ホームページ、ラジオ、広報車の巡回、SNS等による広報を行う。

（３）高齢者を交通事故から守る日・週間

①趣 旨

交通事故死者数の約半数を占める高齢者の事故を防止するため、高齢者とその周囲の者の交通安全意識を高めるとともに、運転者の高齢者に対する思いやり意識の浸透を図ります。また、交通事故の低減に効果的な安全運転サポート車の利用や運転免許証の自主返納を促進するための啓発活動を集中的に実施します。

②実施日

- a 毎月30日（2月は末日）
- b 高齢者交通安全週間【9月14日（月）～9月20日（日）】

③実施内容

- a 街頭活動の強化
 - ・街頭におけるキャンペーン等での啓発活動や地域を巡回し、生活道路対策「ゾーン30」の周知や、高齢歩行者や自転車利用者に対する安全行動の呼び掛け等を行う。
 - ・運転免許証の自主返納制度、サポートカー限定免許制度について、広報啓発に努める。
- b 交通安全教育の推進
 - ・高齢者に対する交通安全教室等を通じて、明るい色の服装の着用と反射材用品、LEDライト等の活用及び普及等を図る。
 - ・交通安全講話等の開催や、交通安全教育用DVDの貸出を行う。
- c 広報活動の強化
 - ・広報紙、ホームページ、ラジオ、SNS等による広報を行う。

(4) 歩行者保護運動

①趣 旨

県内では、道路横断中に歩行者が死傷する交通事故が多発しています。

歩行者保護運動は、横断歩道における歩行者に対する保護意識の醸成を図る取組を一層強化し、ドライバーには横断歩道等における歩行者等の優先を、歩行者には横断歩道の利用促進とドライバーに渡る意思と感謝を示す「ハンド・アップ運動」を推進します。



②実施日

- a 子どもを交通事故から守る日 毎月10日
- b 横断歩道の日 毎月10日

③実施内容

「ハンド・アップ運動」
シンボルマーク

- a 子どもを交通事故から守る日
 - ・学校関係者、警察及び地域住民と連携し、登下校時の見守り活動を推進する。
 - ・通学路における交通指導取締り活動を行う。
- b 横断歩道の日
 - ・横断歩行者の保護を呼び掛けるキャンペーンの開催やスーパー等の大型商業施設における広報啓発の実施、交差点や横断歩道付近等でサイン板等により走行車両に対し、歩行者保護を呼び掛ける。
 - ・ダイヤモンドの周知と、横断歩道における歩行者等優先の遵守を図る。
 - ・各事業所では、通勤時や業務中等の横断歩行者保護について指導を行う。
 - ・警察署では、交通指導取締りの強化や、横断歩道等の点検整備を実施する。
- c ハンド・アップ運動

歩行者が横断時に、ドライバーと意思疎通を図る横断方法を推進するものです。

- ・歩行者は、左右の安全確認をし、手を挙げるなどドライバーに横断する意思を明確に伝えてから横断する。特に子どもは、横断中もドライバーから目立つように手を挙げて横断する。
- ・歩行者は、車が止まっても左右の安全確認をしてから渡り、横断途中も他の車が来ていないか注意する。
- ・歩行者は、停止したドライバーに会釈するなど感謝を伝える。
- ・ドライバーは、道路上のダイヤモンドを見たら、横断者が横断歩道付近にいる場合はその手前で安全に停止できるよう、速度を落として走行する。
- ・ドライバーは、横断中または横断しようとしている歩行者、自転車を見掛けたら、必ず横断歩道等の手前で止まる。

d 街頭活動の強化

- ・通学路や子どもが日常的に集団で移動する経路等での見守り活動等を行う。
- ・街頭におけるキャンペーン等での啓発活動等を行い、生活道路対策「ゾーン30」の周知や、子どもを始めとする歩行者に対する安全行動の呼び掛け等を行う。

- ・歩きスマホの危険性の周知や、「ハンド・アップ運動」の周知と実践に努める。
- ・信号無視や乱横断（横断禁止場所での横断等）をする歩行者に対して指導を行う。
- e 交通安全教育・啓発事業の推進
 - ・交通安全教室等を通じて、歩行中の安全な通行について指導を行う。
 - ・明るい色の服装の着用、反射材用品、LEDライト等の視認効果の周知及び活用を呼び掛ける。
 - ・交通安全教育用DVDの貸出を行う。
- f 広報活動の強化
 - ・広報紙、ホームページ、ラジオ、広報車の巡回、SNS等による広報を行う。

（５）自転車・二輪車の安全利用

①趣 旨

自転車・二輪車の交通事故の特徴や、交通ルール遵守の必要性を市民に呼び掛け、自転車・二輪車の安全利用について理解を深めます。

②実施日

- a 自転車・二輪車安全利用の日 毎月20日
- b 自転車・二輪車安全利用月間 5月
- c バイクの日 8月19日（水）

③実施内容

- a 街頭活動の強化
 - ・自転車、二輪車の安全な乗り方の指導を行う。
 - ・事故多発場所の安全点検活動等を行う。
 - ・自転車及び特定小型原動機付自転車利用者に対し、「ヘルメット着用」の呼び掛け等を行う。
- b 交通安全教育、啓発事業の推進
 - ・「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知と遵守を図る。
 - ・参加、体験、実践型の交通安全教室を開催する。
 - ・「自転車安全利用五則」を基本として、安全運転意識の向上を図る。

＜自転車安全利用五則＞

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

- ・左右の見とおしがきかない交差点では、車両には徐行義務があることや、一時停止標識が設置された交差点では、自転車及び特定小型原動機付自転

車にも一時停止義務があることを周知する。

- ・道路交通法の改正（2026年4月）により自転車の交通違反に適用される交通反則通告制度（いわゆる青切符）について周知する。
 - ・自転車及び特定小型原動機付自転車乗用時はヘルメットを着用するように呼び掛ける。
 - ・自転車利用者も加害者になり得ることを認識させ、自転車損害賠償責任保険等への加入（義務）を促進する。
 - ・点検整備の促進を図る。
 - ・二輪車事故被害の軽減のために、ヘルメットのあごひもをしっかり締めるとともに、二輪車用プロテクター等を着用するように呼び掛ける。
 - ・交通安全教育用DVDの貸出を行う。
- c 広報活動の強化
- ・広報紙、ホームページ、ラジオ、広報車の巡回、SNS等による広報を行う。

（6）交通安全スリーS運動

①趣 旨

交通死亡事故のうち、半数以上が交差点内または交差点付近で発生し、道路横断中の事故が多数発生しています。

「交通安全スリーS運動」は、交通事故を防止するための基本的な運転行動を表した「ストップ（Stop）」「スロー（Slow）」「スマート（Smart）」のキーワードの3つの頭文字を取り、ドライバー等に安全な行動の定着化を図ることを目的として実施します。

a S t o p（ストップ）

- ・赤信号は確実にストップ、一時停止場所では自転車もストップ
- ・横断歩道や交差点では歩行者優先
- ・飲酒運転の根絶

b S l o w（スロー）

- ・子どもや高齢者を見かけたらスローな運転
- ・見とおしが悪い交差点では徐行

c S m a r t（スマート）

- ・全ての人に対して思いやりをもった運転と、運転中はスマートフォン等を絶対使用しないスマートな運転
- ・シートベルトの全席着用の徹底
- ・急発進や急制動をしない、落ち着いたアクセルの踏み込みなど、環境に配慮したスマートな運転



Stop Slow Smart
交通安全スリーS運動

「交通安全スリーS運動」
シンボルマーク

②実施内容

a 街頭活動の強化

- ・地域を挙げた街頭啓発活動を積極的に実施する。

- ・地域住民に交通安全情報を積極的に提供する。
- b 交通安全教育の推進
 - ・交通事故の発生状況に応じた交通安全教室を積極的に開催する。
 - ・交通安全講話等の開催や、交通安全教育用DVDの貸出を行う。
- c 広報活動の強化
 - ・広報紙、ホームページ、ラジオ、SNS等による広報を行う。

(7) ライト・オン運動（夕暮れ時の前照灯早め点灯運動）

①趣 旨

薄暗くなる夕暮れ時は、視認性が低下し、人や車の動きが見えにくくなる上、下校、退勤等により人や車の交通量が増える時間帯と重なることから、交通事故が多発する傾向があります。

「ライト・オン運動」は、運転者の視認性の向上を図るとともに、歩行者・自転車利用者や対向車に自車の存在をいち早く知らせるために、早めのライト点灯を推進します。また、歩行者、自転車利用者には反射材用品、LEDライト等の普及と自発的な活用の促進を図ります。

②実施内容

- a 街頭活動の強化
 - ・歩行者、自転車利用者の注意喚起と運転者等に対する指導を行う。
 - ・サイン板等を利用して啓発活動を行う。
- b 交通安全教育の推進
 - ・夕暮れ時の事故の実態を踏まえた交通安全教育を実施する。
 - ・交通安全講話等を開催する。
- c 広報活動の強化
 - ・広報紙、ホームページ、ラジオ、SNS等による広報を行う。
- d 点灯時間の目安（日没時刻の概ね1時間前）



「ライト・オン運動」シンボルマーク

1月	2月	3月	4月	5月	6月
16:00	16:30	17:00	17:30	18:00	18:00
7月	8月	9月	10月	11月	12月
18:00	17:30	17:00	16:30	16:00	16:00

※雨天、曇天の視界不良時は昼間でも点灯

(8) 「カチッと100！」シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動

①趣 旨

シートベルト・チャイルドシートの交通安全上の有効性については実証されています。未だ着用率の低い後部座席のシートベルトの着用及びチャイルドシートの正しい着用を徹底し、全席着用率100%を目指すための取組を実施します。

②実施日

- a 県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所 2月19日（木）
- b 「カチッと100！」シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間

(2月11日(水)～2月20日(金)
6月11日(木)～6月20日(土)
11月11日(水)～11月20日(金))

③実施内容

a 「県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所」

- ・参加者 市職員、警察署員、交通安全推進団体等
- ・時間 午前8時から正午のうちの1時間
- ・実施内容

信号停止中等の自動車から無作為に抽出し、運転手、助手席及び後部座席の同乗者のシートベルト・チャイルドシートの着用実態を把握する。

b 街頭活動の強化

- ・着用率の低い後部座席のシートベルト着用促進を図る。
- ・交差点等で、サイン板等により、走行車両に対して着用の徹底を呼び掛ける。
- ・シートベルト非着用、チャイルドシート不使用に対する指導取締りを行う。

c 交通安全教育・啓発事業の推進

- ・交通安全キャンペーン等を開催し、着用率の低い後部座席のシートベルト着用促進を図る。
- ・チャイルドシートの正しい着用について、周知を行う。
- ・各種団体、各事業所では、研修会等を開催し、車利用者の着用指導を行う。

d 広報活動の強化

- ・広報紙、ホームページ、ラジオ、広報車の巡回、SNS等による広報を行う。

(9) 飲酒運転の根絶

①趣 旨

県内では、依然として飲酒運転に起因する重大な交通事故が後を絶たない実態であることから、飲酒運転が引き起こす結果の重大性、悲惨さ等を市民意識に浸透させ、その根絶を図るために各種の取組を実施します。

②実施日

- a 飲酒運転根絶の日 毎月第4金曜日
- b 飲酒運転根絶強調月間 12月

③実施内容

a 「飲酒運転四（し）ない運動」の推進

《飲酒運転四（し）ない運動》

1. 運転するなら酒を飲まない。
2. 酒を飲んだら運転しない。
3. 運転する人に酒をすすめない。
4. 酒を飲んだ人に運転させない。



「ハンドルキーパー運動」
ロゴマーク

b 「ハンドルキーパー運動」の推進

《ハンドルキーパー運動》

自動車仲間や知人と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が自動車の運転をして仲間などを送り届ける運動です。

c 街頭活動の強化

- ・地域を挙げた街頭啓発活動を積極的に実施する。
- ・交差点等で、サイン板等により走行車両に対して飲酒運転根絶を呼び掛ける。

d 交通安全教育・啓発事業の推進等

- ・啓発キャンペーン等を開催し、飲酒運転のもたらす危険性や悪質性を訴える。
- ・家庭において飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さについて話し合う。
- ・酒類販売業者や飲食店等と協力し、車を運転する人には絶対に酒類を提供しないよう徹底を図る。
- ・職場内で飲酒運転根絶に関するポスター等を掲示し、飲酒運転根絶の気運を盛り上げる。
- ・職場では事業主や安全運転管理者等が中心となって、飲酒運転を助長することのない職場環境を作り上げる。
- ・事業所等において運転前後におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を徹底する。
- ・道路交通法の改正（2024年11月）による自動車の酒気帯び運転に対する罰則の強化について周知する。

e 広報活動の強化

- ・広報紙、ホームページ、ラジオ、広報車の巡回、SNS等による広報を行う。

(10) 「ながらスマホ」の根絶

①趣 旨

「ながらスマホ」の危険性を啓発するとともに、事故の重大性、悲惨さ等を市民意識に浸透させ、その根絶を図ります。

②実施内容

a 街頭活動の強化

- ・交差点等で、サイン板等により走行車両に対し「ながらスマホ」根絶を呼び掛ける。

b 交通安全教育・啓発事業の推進

- ・危険な運転が引き起こす事故の重大性や、交通事故被害者の声を反映した教育を行う。
- ・道路交通法の改正（2024年11月）による自転車のながらスマホ等に

対する罰則の強化について周知する。

- ・自動車、自転車運転者だけでなく、歩行者の「ながらスマホ」の危険性についても周知する。
 - ・家庭において「ながらスマホ」の危険性等について話し合う。
- c 広報活動の強化
- ・広報紙、ホームページ、ラジオ、広報車の巡回、SNS等による広報を行う。

(11)「妨害運転」の根絶

①趣 旨

「妨害運転」の違法性を啓発するとともに、悪質、危険な運転が引き起こす事故の重大性、悲惨さ等を市民意識に浸透させ、その根絶を図ります。

②実施内容

a 街頭活動の強化

- ・交差点等で、サイン板等により走行車両へ「妨害運転」根絶を呼び掛ける。

b 交通安全教育・啓発事業の推進

- ・「妨害運転」の対象となる10類型*の違反や、罰則等の周知を行う。
(※通行区分違反、急ブレーキ禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追越し違反、減光等義務違反、警音器使用制限違反、安全運転義務違反、最低速度違反(高速自動車国道)、高速自動車国道等駐停車違反)
- ・自転車も「妨害運転」の対象となることを周知する。
- ・車を運転する際は、周りの車の動きなどに注意し、安全な速度での運転を心掛け、十分な車間距離を保つとともに、無理な進路変更や追越し等は絶対にしないことを周知、徹底する。
- ・妨害運転行為を受けた場合には、人目のある安全な場所に避難して、警察に110番通報をするなどの対処方法についても周知を図る。
- ・ドライブレコーダーの普及促進を促す。

c 広報活動の強化

- ・広報紙、ホームページ、ラジオ、SNS等による広報を行う。

令和8年交通安全活動等実施計画（案）

推進区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
県内規模の事業		シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間(2/11-2/20) 県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所(2/19)		春の全国交通安全運動(4/6-4/15)	自転車・二輪車安全利用月間	シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間(6/11-6/20)	夏の交通安全県民運動(7/11-7/20) 交通安全子ども自転車愛知県大会	交通少年団集合訓練 バイクの日(8/19)	秋の全国交通安全運動(9/21-9/30) 高齢者交通安全週間(9/14-9/20)	交通安全高齢者自転車愛知県大会	シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間(11/11-11/20)	年末の交通安全県民運動(12/1-12/10) 飲酒運転根絶強調月間
	交通安全スリーS運動(ストップ・スロー・スマート)											
交通安全活動		刈谷市交通安全推進協議会		春の全国交通安全運動(4/6-4/15) 交通安全オープニングキャンペーン ほか			夏の交通安全市民運動(7/11-7/20) 飲酒運転根絶キャンペーン ほか		秋の全国交通安全運動(9/21-9/30) ほか	交通安全作品展		年末の交通安全市民運動(12/1-12/10) 飲酒運転根絶キャンペーン ほか
	高齢者交通事故防止活動											
	歩行者保護運動											
交通安全広報活動	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全事故死ゼロの日(毎月10日・20日・30日) 高齢者を交通事故から守る日(毎月30日 ※2月は末日) 交通死亡事故情報(随時) 子どもを交通事故から守る日、横断歩道の日(毎月10日) 飲酒運転根絶の日(毎月第4金曜日) 自転車・二輪車安全利用の日(毎月20日) 広報紙「市民だより」での広報(年間) 											
交通安全教育		就学児交通安全教室	就学児交通安全教室		1年生歩行・4年生等自転車教室	1年生歩行・4年生等自転車教室 年長組交通安全教室	年長組交通安全教室			年中組交通安全教室	年中組交通安全教室	
年間随時 <ul style="list-style-type: none"> 交通指導員街頭指導 一般交通安全教室 親子交通安全教室 高齢者交通安全教室(市民館・憩いの家他) いきいきクラブ一日研修会交通安全教室(毎週火曜日ごとに1クラブ実施)(ひまわり) 												

参考資料

刈谷市交通安全条例

平成13年6月29日条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、刈谷市における交通の安全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民の安全で快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、市民の交通安全意識の高揚を図り、交通の安全を確保するため、啓発活動、道路交通環境整備等の総合的な交通安全対策を実施するものとする。

2 市は、前項の対策の実施に当たっては、国、県、警察その他必要な関係機関及び団体（以下「関係機関等」という。）と緊密な連携を図るものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、交通に関する法令を遵守するとともに、市及び関係機関等が実施する交通安全活動に参加協力し、常に自主的に交通の安全を確保するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、当該事業活動のために使用する車両の運転者等に対して交通安全意識の高揚を図り、交通の安全を確保するよう努めるものとする。

2 事業者は、市及び関係機関等が実施する交通の安全に関する施策に協力するものとする。

(良好な道路交通環境の確保等)

第5条 市長は、交通の安全を確保するため、交通安全施設等の整備を図り、良好な道路交通環境を確保するよう努めるものとする。

2 市長は、良好な道路交通環境を確保するために必要があると認めるときは、関係機関等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(交通安全教育の推進)

第6条 市長は、交通安全意識の高揚を図るため、年齢及び地域の実情に応じた交通安全教育を推進するものとする。

(広報啓発活動等)

第7条 市長は、市民に対し、交通の安全に関する広報啓発活動を積極的に行うほか、必要な情報を提供するものとする。

(子ども及び高齢者の交通事故の防止)

第8条 市長は、子ども及び高齢者の交通事故を防止するため、必要な施策を実施するよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、子ども及び高齢者が安全に道路を通行できるよう配慮するものとする。

3 高齢者は、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下を理解し、交通の安全を確保するよう努めるものとする。

(飲酒運転の根絶)

第9条 市長は、飲酒運転の根絶の気運を高めるため、広報啓発活動を行うほか、関係機関等と連携して必要な施策を実施するよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、飲酒運転が重大な交通事故の原因となることを認識するとともに、家庭、職場、地域等において飲酒運転を助長するおそれのある環境の根絶に努めるものとする。

(交通安全活動の推進)

第10条 市長は、市内の各種団体等をもって組織する刈谷市交通安全推進協議会と連携を図り、市民による自主的な活動を効果的に推進するものとする。

(団体等への支援)

第11条 市長は、地域における交通事故防止活動その他交通の安全確保に関する活動の促進を図るため、交通安全活動を行う団体等に対し必要な支援を行うことができる。

(交通死亡事故多発時の措置)

第12条 市長は、交通死亡事故が多発した場合は、交通死亡事故多発非常事態宣言等を発し、交通死亡事故を防止するため必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第13条 市長は、交通安全の推進に貢献し、その功績が顕著であると認める団体又は個人を顕彰することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

刈谷市交通安全推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 市内における交通秩序を確立し、交通の安全と円滑を期するため刈谷市交通安全推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項を協議して交通安全運動の推進を図るとともに、必要に応じ関係機関等に対し意見を申し出るものとする。

- (1) 交通道德の高揚に関すること。
- (2) 交通安全施設の整備に関すること。
- (3) 交通指導の強化に関すること。
- (4) 交通関係制度の改善に関すること。
- (5) その他交通安全の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 関係機関の職員
- (2) 関係民間団体の代表者
- (3) 学識経験を有する者

2 前項に定める委員のほか、必要があるときは参与を置くことができる。

(会長)

第4条 会長は、市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、会長が委嘱する。

(幹事及び書記)

第6条 協議会に幹事及び書記若干人を置き、会長が委嘱する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、生活安全部くらし安心課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和37年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

刈谷市交通安全推進協議会

事務局 刈谷市生活安全部くらし安心課

所在地 刈谷市東陽町1丁目1番地 〒448-8501

TEL 0566-62-1010 (直通)

FAX 0566-27-9652

電子メール kurashi@city.kariya.lg.jp